

参議院議員選挙一ロメモ

あなたの一票たいせつに

平成元年七月九日で任期満了の参議院議員通常選挙が近く行われます。

現在、国会が開会中（「国会法」第十二条第二項により再延長はできない）であるため、選挙期日が確定していませんが、国会閉会後三十一日以後三十五日以内に選挙期日が指定されます。

現国会の会期が六月二十二日

までとなっていますので、会期末で閉会となった場合は、選挙期日（投票日）は七月二十三日（日）になると思われます。

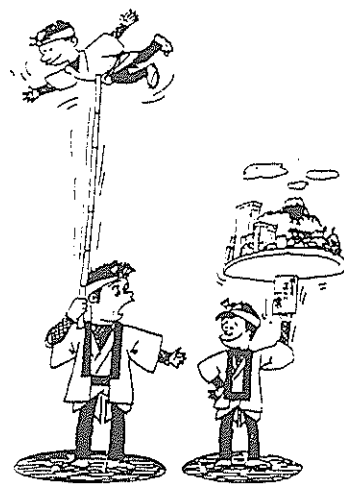
投票所入場券を 発行します

南国市選挙管理委員会は、各世帯へ「投票所入場券」（二人一枚のハガキ形式）を発行します。

◎この「投票所入場券」は、投票日に投票所へ持っていき、投票所に提出してください。不在者投票の際にも、「投票所入場券」を持っていく必要があります。

◎住民票と現居住地が異なる場合には、「投票所入場券」が届かない場合があります。異なる人は早急に一致させるようにしてください。

◎「投票所入場券」の発行は、公示後（告示後 五日目）ころに



“ぼくたちは、この一票で
国をささえているんだモン”

裏

投票所入場券

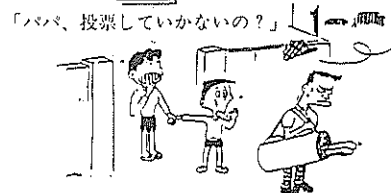
参議院議員選挙

投票日 7月 日（日）
（午前7時から午後6時まで）

★ただし第34・38・39投票所は午後4時まで、です。ご注意ください。

- ◎投票日には忘れずに投票してください。
- ◎本券は、参議院議員選挙の投票当日、投票所に持参してください。
- ◎有権者で投票入場券の届かない場合は、早めに選挙管理委員会までご連絡ください。

南国市選挙管理委員会
☎63-2111



表

南国局 料金後納 郵便		選挙	
南国市		様方	
7月 日（日）は 参議院議員選挙投票日		様	
投票区	名簿 番号	頁	番
投票所			

投票できるのは

行います。それ以後において届かない人は、南国市選挙管理委員会まで連絡してください。

参議院議員選挙において投票できる人は次のとおりです。

◎投票日の翌日で満年齢二十歳

以上の人。

◎公示日前日三ヵ月前の前日まで、南国市に転入届をし、引き続き居住している人。

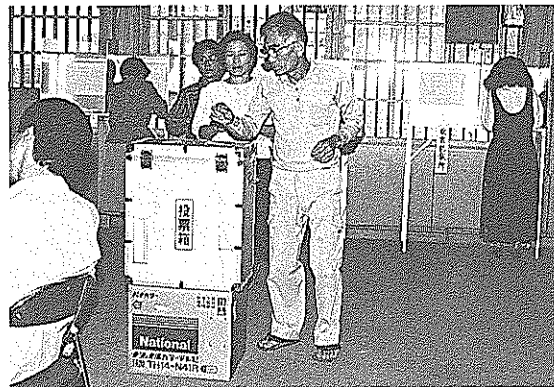
◎本年六月二十九日以後に市内で住所を変わり転居届をした人は、前の住所地の投票所へ行ってください。

転出入をした方は

◎南国市から他の市町村へ転出し、公示日の前日までに四ヵ月に満たない人で、転出先の市町村の選挙人名簿に登録されていない人は、南国市で投票できます。また、不在者投票もできます。

◎公示日の前日現在で、南国市に転入届をして三ヵ月に満たない人は、南国市では投票できません。このような人は、転入前の市町村において投票できます。転入前の市町村で不在者投票をすることもできます。

今回は「投票所入場券」を発行しますので、「投票場所」等を事前によく確認しておいてください。疑問点があれば早めに南国市選挙管理委員会までお問い合わせください。



不在者投票

投票日に次のような理由で投票所に行けない選挙人は、適法な「宣誓書」を提出すれば、公示の日から投票日の前日まで不在者投票を行うことができます。

◎選挙人が投票日に、投票区の区域外において、職務または業務に従事中である場合。

◎選挙人がやむを得ない用務または事故のため、市の区域外に旅行中または滞在中である場合。

◎選挙人が疾病、負傷、妊娠、身体障害若しくは産褥にあるため、歩行が著しく困難である

場合。または養老院、老人ホーム等に収容されている場合。

宣誓用紙は南国市選挙管理委員会事務局にありますので、不在者投票を行う場合は印鑑を持参してください。

不在者投票のできる時間は午前八時三〇分から午後五時までです。

不在者投票のできる場所は、南国市選挙管理委員会事務局を予定しています。

※不在者投票指定病院に入院中の人は、病院等の中で不在者投票ができます。入院中の人は前もって指定されているかどうかを確認しておいてください。

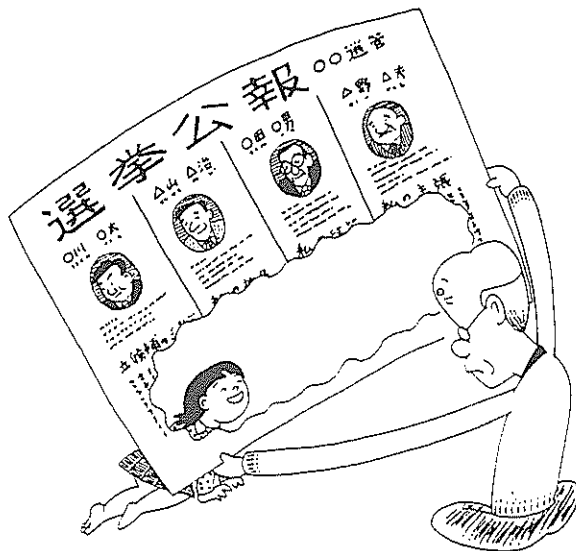
郵便による

在宅投票制度

次の事項に該当する方で、本人から申請して南国市選挙管理委員会より「郵便投票証明書」を交付された人は、在宅のまま「郵便投票」ができます。

◎身体障害者手帳に、両下肢または体幹の障害一級、二級、心臓、腎臓、呼吸器、直腸の障害一級、二級の記

こうでなければいけません
「穴があく程よく読んで……」



なるべく早く請求してください。

代理投票

◎戦傷病者手帳に、両下肢または体幹の障害が、特別項症から第二項症まで、心臓、呼吸器の障害が特別項症から第三項症までの記載のある人。

身体障害または文盲で字の書けない人は、投票日に投票所に行けば、代理記載の補助者によって投票ができます。

また、南国市選挙管理委員会事務局において行う「不在者投票」や、病院等で行う「不在者投票」の場合も代理投票ができます。

求書（南国市選挙管理委員会にある）に郵便投票証明書を添えて市選挙に投票用紙等の交付申請をしてください。なお、公示日の二日前から投票用紙等の請求をすることができます。郵便事情により日数を要しますので、